

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年六月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第三十九号

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例（平成十一年広島県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の表の第七号中「(18)から(53)まで、(55)及び(56)」を「(18)から(64)まで、(66)及び(67)」に改め、同号中(56)を(67)とし、(55)を(66)とし、(54)を(65)とし、(53)を(64)とし、(52)を(63)とし、(51)を(62)とし、(50)を(61)とし、(61)の前に次のように加える。

(57) 政令第五条の五の四第一項の規定による救急医療等確保事業に係る業務の認定実施計画の変更の認定

(58) 政令第五条の五の四第三項の規定による救急医療等確保事業に係る業務の認定実施計画の軽微な変更の届出の受付

(59) 政令第五条の五の五の規定による救急医療等確保事業に係る業務の認定実施計画の実施状況を記載した書類等の受付

(60) 政令第五条の五の六第一項の規定による救急医療等確保事業に係る業務の実施計画の認定の取消し

第二条の表の第七号(49)中「(20)、(33)、(38)及び(42)」を「(22)、(34)、(39)、(41)、(43)、(45)及び(49)」に改め、同号中(49)を(56)とし、(48)を(55)とし、(47)を(54)とし、(46)を(53)とし、(45)を(52)とし、(44)を(51)とし、(43)を(50)とし、(42)を(49)とし、(41)を(48)とし、(40)を(47)とし、(47)の前に次のように加える。

(41) 法第五十九条の二において準用する法第五十八条の二第四項の規定による医療法人の新設合併の認可

(42) 法第五十九条の二において準用する法第五十八条の二第五項において準用する法第五十五条第七項の規定による医療法人の新設合併の認可に係る都道府県医療審議会の見聴取

(43) 法第六十条の三第四項の規定による医療法人の吸収分割の認可

(44) 法第六十条の三第五項において準用する法第五十五条第七項の規定による医療法人の吸収分割の認可に係る都道府県医療審議会の意見聴取

(45) 法第六十一条の三において準用する法第六十条の三第四項の規定による医療法人の新設分割の認可

(46) 法第六十一条の三において準用する法第六十条の三第五項において準用する法第五十五条第七項の規定による医療法人の新設分割の認可に係る都道府県医療審議会の意見聴取

第二条の表の第七号(39)中「第五十七条第六項の規定」を「第五十八条の二第五項」に、「合併」を「吸収合併」に改め、同号中(39)を(40)とし、同号(38)中「第五十七条第五項」を「第五十八条の二第四項」に、「合併」を「吸収合併」に改め、同号中(38)を(39)とし、(37)を(38)とし、(36)を(37)とし、(35)を(36)とし、(34)を(35)とし、(33)を(34)とし、(34)の前に次のように加える。

(33) 法第五十四条の九第五項の規定による定款又は寄附行為の変更の届出の受付

第二条の表の第七号中(30)を削り、(31)を(30)とし、(32)を(31)とし、(33)の前に次のように加える。

(32) 法第五十四条の九第三項の規定による定款又は寄附行為の変更の認可

第二条の表の第七号中(28)及び(29)を削り、同号(27)中「第四十六条の四第七項第四号」を「第四十六条の八第四号」に改め、同号中(27)を(29)とし、(29)の前に次のように加える。

(28) 法第四十六条の六第一項ただし書の規定による医療法人の理事長の選出の特例の認可

第二条の表の第七号(26)を削り、同号(25)中「第四十六条の四第五項」を「第四十六条の五の三第二項」に、「仮理事」を「一時役員の職務を行うべき者」に改め、同号中(25)を(27)とし、(27)の前に次のように加える。

(26) 法第四十六条の五第六項ただし書の規定による医療法人が開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の管理者たる理事の選任の免除の認可

第二条の表の第七号(24)を削り、同号(23)中「第四十六条の二第一項ただし書」を「第四十六条の五第一項ただし書」に改め、同号中(23)を(25)とし、(22)を(24)とし、(21)を(23)とし、(20)を(22)とし、(22)の前に次のように加える。

(20) 法第四十二条の三第一項の規定による救急医療等確保事業に係る業務の実施計画の認定

(21) 法第四十二条の三第三項において準用する法第四十二条の二第二項の規定による救急医療等確保事業に係る業務の実施計画の認定に係る都道府県医療審議会の意見聴取

第二条の表の第七号中「(18)から(56)まで」を「(18)から(67)まで」に、「(17)から(53)まで、(55)及び(56)」を「(17)から(64)まで、(66)及び(67)」に改め、同表の第九号の五の二中(32)を(40)とし、(31)を(39)とし、(30)を(38)とし、(38)の前に次のように加える。

(35) 政令第三十六条の四第二項の規定による届出があった旨の通知

(36) 政令第三十六条の四第三項の規定による特定毒物研究者名簿の送付

(37) 政令第三十六条の六の規定による適当な措置をとることが必要である旨の通知

第二条の表の第九号の五の二(29)中「登録簿」の下に「又は特定毒物研究者名簿」を加え、同号中(29)を(34)とし、同号(28)中「登録票」の下に「又は許可証」を加え、同号中(28)を(33)とし、同号(27)中「登録票」の下に「又は許可証」を加え、同号中(27)を(32)とし、同号(26)中「登録票」の下に「又は許可証」を加え、同号中(26)を(31)とし、同号(25)中「登録票」の下に「又は許可証」を加え、同号中(25)を(30)とし、同号(24)中「登録票」の下に「又は許可証」を加え、同号中(24)を(29)とし、(29)の前に次のように加える。

(28) 政令第三十四条の規定による許可証の交付

第二条の表の第九号の五の二(23)中「登録票の交付」の下に「(製剤製造業者等に係る登録を受けた者に係るものに限る。)」を加え、同号中(23)を(27)とし、(22)を(26)とし、(21)を(25)とし、(20)を(24)とし、(19)を(23)とし、(18)を(22)とし、(17)を(21)とし、(16)を(20)とし、(15)を(19)とし、(14)を(18)とし、(13)を(17)とし、(12)を(16)とし、(11)を(15)とし、(10)を(14)とし、(9)を(13)とし、(8)を(12)とし、(7)を(11)とし、(6)を(10)とし、(5)を(9)とし、(4)を(8)とし、同号(3)中「規定による」の下に「特定毒物研究者及び」を加え、同号中(3)を(7)とし、同号(2)中「(11)及び(13)」を「(5)、(15)及び(17)」に、「(12)」を「(16)」に改め、同号中(2)を(6)とし、(6)の前に次のように加える。

(4) 法第十七条第二項の規定による報告の徴収、立入検査、質問及び収去(特定毒物研究者に係るものに限る。)

(5) 法第十九条第四項の規定による許可の取消し及び業務の停止命令

第二条の表の第九号の五の二(1)中「登録を受けた者」の下に「及び特定毒物研究者」を加え、「(23)から(32)まで」を「(29)から(34)まで」に改め、同号中(1)を(3)とし、(3)の前に次のように加える。

(1) 法第六条の二の規定による特定毒物研究者の許可

(2) 法第十条第二項の規定による届出の受付

第二条の表の第九号の五の二中「福山市」の下に「(広島市については、(1)、(2)、(4)、(5)、(28)及び(35)から(37)までに掲げる事務並びに(3)、(6)、(7)及び(29)から(34)までに掲げる事務のうち特定毒物研究者に係るものを除く。)」を加え、同表の第九号の六の二中「(1)から(17)まで」を「(1)から(20)まで」に改め、同号中(23)を(26)とし、(22)を(25)とし、(21)を(24)とし、同号(20)中「(21)から(23)まで」を「(24)から(26)まで」に改め、同号中(20)を(23)とし、(19)を(22)とし、同号(18)中「(19)」を「(22)」に改め、同号中(18)を(21)とし、同号(17)中「第五十九条第一項」を「第五十九条」に改め、同号中(17)を(20)とし、(20)の前に次のように加える。

(19) 法第五十七条の二第二項の規定による関係都道府県知事等に対する情報又は資料の提供その他必要な協力の求め

第二条の表の第九号の六の二中(16)を(18)とし、同号(15)中「第五十六条第五項」を「第五十六条第九項」に改め、同号中(15)を(17)とし、同号(14)中「第五十六条第四項」を「第五十六条第八項」に改め、同号中(14)を(16)とし、同号(13)中「第五十六条第三項」を「第五十六条第七項」に改め、同号中(13)を(15)とし、同号(12)中「第五十六条第二項」を「第五十六条第六項」に、「必要な措置」を「措置」に改め、同号中(12)を(14)とし、(14)の前に次のように加える。

(12) 法第五十六条第四項の規定による社会福祉法人に対する勧告

(13) 法第五十六条第五項の規定による社会福祉法人が勧告に従わないときの公表

第二条の表の第九号の六の二中「江田島市については(1)から(17)まで」を「江田島市については(1)から(20)まで」に、「(18)から(23)まで」を「(21)から(26)まで」に改め、同表の第三十五号中「(41)、(44)、(46)及び(47)」を「(48)、(51)、(53)、(54)及び(60)」に、「(1)及び(10)から(13)まで」を「(3)、(5)及び(14)から(17)まで」に、「(12)、(14)、(16)及び(21)から(23)まで」を「(14)、(16)、(18)及び(24)から(26)まで」に改める。

第三条の表の第三号(3)中「第四十二条の二第一項」の下に、「法第四十二条の三第一項」を加え、「第四十六条の二第一項ただし書、法第四十六条の三第一項ただし書、法第四十六条の四第五項、第六項及び第七項第四号、法第四十七条第一項ただし書、法第五十条第一項及び第三項」を「第四十六条の五第一項ただし書、法第四十六条の五第六項ただし書、法第四十六条の五の三第二項、法第四十六条の六第一項ただし書、法第四十六条の八第四号」に改め、「第五十二条第一項」の下に、「法第五十四条の九第三項及び第五項」を加え、「並びに法第五十七条第五項」を「法第五十八条の二第四項、法第五十九条の二において準用する法第五十八条の二第四項、法第六十条の三第四項並びに法第六十一条の三において準用する法第六十条の三第四項」に改め、同号(4)中「政令第五条の十二」を「政令第五条の五の四第一項及び第三項、政令第五条の五の五、政令第五条の十二」に、「医療法人に関する届出の受付」を「社会医療法人に関する認定及び医療法人に関する届出の受付」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条の表の第七号の改正規定及び同表の第三十五号の改正規定（「(41)、(44)、(46)及び(47)」を「(48)、(51)、(53)、(54)及び(60)」に改める部分に限る。）並びに第三条の表の第三号の改正規定 平成二十八年九月一日

二 第二条の表の第九号の五の二の改正規定及び同表の第三十五号の改正規定（「(1)及び(10)から(13)まで」を「(3)、(5)及び(14)から(17)まで」に改める部分に限る。） 平成二十

八年十月一日